特別解説

不公正取引に関する課徴金事例集の公表について

証券取引等監視委員会事務局 取引調查課 課長補佐 **御園** 一 証券取引等監視委員会事務局 取引調查課国際取引等調查室 課長補佐 **金山 茂明**

証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」という。)は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命として、その職務の遂行に当たっている。その一環として、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査(取引調査)を実施しており、その結果、取引の公正を害するような法令違反が認められれば、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令を発出するよう勧告を行っている。

今回紹介する「金融商品取引法における課 徴金事例集~不公正取引編~」は、証券監視 委が、市場参加者に課徴金制度への理解を深 めていただくため、金融商品取引法違反とな る不公正取引に関し勧告を行った事案につい て、事案ごとの特色などの説明を加えて取り まとめ、平成20年以降、毎年この時期に公表 しているものであり、今年は8月29日に公表 したところである。

不公正取引を未然に防止するための参考と していただけるよう、今回の事例集では、

- (1) 平成26年6月から27年5月までに勧告した全事例(内部者取引14事例、相場操縦11事例)の概要、特色
- (2) 内部者取引の調査過程で把握された上場会社における内部者取引管理態勢の状況

(3) 更に、参考資料として、課徴金制度の説明、バスケット条項が適用された個別事例 (7事例)、バスケット条項に係る判例 (3 例)、審判手続きの状況及び個別事例 (5 事例)

を、紹介している。

本稿では、平成17年4月の課徴金制度導入 以来、勧告件数255件のうち、内部者取引に 係る事案が205件と8割以上を占めている状 況を踏まえ(表1参照)、平成26年度(26年 4月~27年3月)に勧告した内部者取引事案 の特色や、調査の過程で把握された上場会社 の内部者取引管理態勢の問題点等について説 明する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見 であることをあらかじめお断りしておく。

1. 内部者取引に関する課徴金 事案の特色

平成26年度の内部者取引に係る課徴金勧告の件数(納付命令対象者ベース、以下同様)は、前年度(32件)並みの31件となり、依然として高水準が続いている。平成26年度の勧告事案から見られた内部者取引の傾向は、以下のとおりである。

(表1) 課徴金勧告の件数及び課徴金額

(内部者取引・相場操縦等)

	勧告件数	(件)・課徴金額(円	1)					
年度	一一一	(目) 林枫亚枫 (日	- /	内部者取引	 相場操縦等			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額		
17	4	1,660,000	4	1,660,000	0	0		
18	11	49,150,000	11	49,150,000	0	0		
19	16	39,600,000	16	39,600,000	0	0		
20	18	66,610,000	17	59,160,000	1	7,450,000		
21	43	55,480,000	38	49,220,000	5	6,260,000		
22	26	63,940,000	20	42,680,000	6	21,260,000		
23	18	31,690,000	15	26,300,000	3	5,390,000		
24	32	135,720,000	19	35,150,000	13	100,570,000		
25	42	4,608,060,000	32	50,960,000	10	4,557,100,000		
26	42	563,342,935	31	38,820,000	11	524,522,935		
27	3	6,520,000	2	4,820,000	1	1,700,000		
合計	255	5,621,772,935	205	397,520,000	50	5,224,252,935		

(注1)「年度」とは、当年4月~翌年3月をいう。ただし、平成27年度は当年4月~5月末をいう(以下表2~表5において同じ)。

(注2) 平成25年度の相場操縦等のうち、1件(4,096,050,000円)が偽計。

(1) 勧告事案に係る重要事実の状況

(表2参照)

内部者取引31件のうち「公開買付け」を重要事実とするものが計22件(7事案)となっており、前年度の5件(4事案)と比べて大幅に増加している。特に、1つの事案で課徴金納付命令対象者が4名以上となったものが3事案認められたことが大きな特徴として挙げられる。公開買付けは、①当事者である買付企業や対象企業の他に極めて多くの関係者が関与すること、②当事者間での検討開始から最終的な合意・公表までにかなりの時間を要すること、などから他の重要事実に比べて内部者取引が行われ易いといわれていることから、今後も引き続き、注視していく必要があるものと考えている。

(2) 違反行為者の属性(表3参照)

違反行為者は、会社関係者、公開買付者等 関係者(以下、両者を合わせて「関係者」と いう。)と、これら関係者から重要事実の伝 達を受けた者である第一次情報受領者に大別できる。

平成21年度以降、情報受領者を違反行為者とする勧告件数が、関係者を違反行為者とする勧告件数を上回る状況が続いている。平成26年度においても、勧告件数31件(納付命令対象者ベース)のうち、情報受領者を違反行為者とするものは24件(法166条違反が4件、法167条違反が20件)であり、勧告事案全体の8割近くを占めている。さらに、情報受領者の属性を詳細に見ると、取引先法人の役職員が11件、友人・同僚が12件となっている。

(3) 内部者取引における情報伝達者の属 性(表4参照)

会社関係者(法166条)を情報伝達者とする事案が4件あり、そのうち3件では、発行会社の役職員が情報伝達者となっていた状況が認められた。

また、公開買付者等関係者(法167条)を 情報伝達者とする事案が20件あり、そのうち

(表2) 重要事実の状況

(平成17年4月の制度導入以降、平成27年5月末までに勧告した全ての事案を年度毎に集計した上で、各事案 において内部者取引の原因となった重要事実別に分類したもの)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	10	1	0	39
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	3	0	0	6
新製品または新技術の企業化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	5	0	0	29
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	4
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	6	4	3	32
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	0	0	11
子会社に関する事実	0	1	0	0	3	0	2	0	2	0	0	8
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	5	5	22	0	60
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	22	33	31	3	215
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	32	31	2	205

(注)「年度別勧告件数」とは、年度別に納付命令対象者の数を合算したものである。違反行為者が複数の重要 事実を知り(あるいは伝達を受け)違反行為に及んでいる場合があることから、「合計」と「年度別勧告件数」 は一致しないことがある。

契約締結者等を情報伝達者とする事案が17件に上っており、大半を占めている。

(4) **借名口座を用いた内部者取引の状況** (表5参照)

内部者取引事案では、違反行為の発覚を免れるために、違反行為者が、知人等の証券口座(借名口座)を使って取引を行うといった例が散見され、課徴金制度導入以来の勧告件数(205件)の4分の1程度にあたる53件が、借名口座を用いた内部者取引であった。

平成26年度においても、借名口座を用いた 取引が全部で6件あり、全体件数の2割程度 を占めている。

2. 上場会社における内部者取 引管理態勢の状況について

内部者取引を未然に防止するためには、市 場監視当局によるエンフォースメントの強化 のみならず、市場に関わる全ての関係者が、 それぞれの立場で適切な未然防止態勢を整備 していくことが求められている。特に、重要 事実の発生源となる上場会社においては、内 部者取引未然防止のために必要となる規程や 態勢を整備し、これを適正に運営していくこ とが求められている。

証券監視委においては、内部者取引の未然 防止に向けた取組みの一環として、全国の各

(表3) 違反行為者の属性に係る状況(違反行為者を属性別に分類したもの)

			年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
	会	社	関係者	4	8	9	14	13	8	2	5	10	5	0	78
		発	行会社役員	0	1	1	2	4	1	0	1	1	1	0	12
			取締役	0	1	1	*12	3	1	0	1	1	1	0	11
			監査役	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		発	行会社社員	4	3	3	4	7	2	1	3	3	2	0	32
			執行役員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
1 6			部長等役席者	3	1	3	4	3	1	0	2	0	2	0	19
6			その他社員	1	2	0	0	4	0	1	1	3	0	0	12
66条違反に係る行為者		発	行会社	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
反に		契	2約締結者	0	2	4	8	2	5	1	1	6	2	0	31
係る			第三者割当	0	1	0	0	0	5	0	0	2	0	0	8
行			業務受託者	0	0	0	6	0	0	1	1	0	1	0	9
為			業務提携者	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4
			その他	0	0	3	*12	0	0	0	0	4	1	0	10
	第	j —	次情報受領者	0	3	4	2	12	10	6	9	17	4	3	70
		取	引先	0	0	1	*2 2	2	4	1	6	9	2	*12	29
		親	族	0	0	0	0	6	1	0	1	3	0	0	11
		友	入・同僚	0	3	0	0	0	4	2	1	3	1	1	15
		そ	の他	0	0	3	0	4	1	3	1	2	1	0	15
	小計		4	11	13	16	25	18	8	14	27	9	3	148	
	公	開	買付者等関係者	0	0	0	1	4	0	1	0	0	2	0	8
		買付者役員		0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
			取締役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
			監査役	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		買	付者社員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
			執行役員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 6			部長等役席者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
67条違反に係る行			その他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
違		契	的締結者	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	5
反に			証券会社	0	0	0	0	*31	0	0	0	0	0	0	1
係る			公開買付対象者	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
行为			役員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
為者			社員	0	0	0	0	*31	0	1	0	0	0	0	2
			その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
	第	<u> </u>	次情報受領者	0	0	3	2	9	2	6	5	5	20	0	52
		耶	7月先	0	0	0	*22	0	0	3	1	1	9	0	16
		-	族	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
		友	人・同僚	0	0	3	0	8	1	2	3	4	11	0	32
		そ	の他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
			小計	0	0	3	3	13	2	7	5	5	22	0	60
第一	一岁	大情	報受領者 合計	0	3	7	4	21	12	12	14	22	24	3	122
× 1			合計	4	11	16	19	38	20	15	19	32	31	3	208

^{**1} 一人の行為者が複数の違反行為を行っていることから、それぞれの違反行為毎に当該違反行為者の属性を計上している。

^{※2} 一人の行為者が複数の重要事実(会社重要事実・公開買付け事実)の伝達を受け、それぞれにつき違反 行為を行っていることから、違反行為毎に当該違反行為者の属性を計上している。

^{※3} 公開買付者との間で契約締結していた証券会社の社員が違反行為を行っていることから、それぞれの属性を計上している。

/ = 4\	情報伝達者の属性に係る状況	/ はま ナロ / 一 / 土 ナ ナ トラ よ ル ロ ル ナ ノ ・ メエ ト	T T W/
	「一十一十一十一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		. T- 4.(1)

年度	:	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
会社関係者(16	6条)	3	4	2	12	10	6	9	17	4	3	70
発行会社役	į	2	0	1	4	2	2	0	3	2	3	19
取締役		2	0	*1 1	4	2	2	0	3	2	3	19
監査役		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行会社社	1	0	1	0	5	1	0	2	1	1	0	11
執行役員	į	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
部長等往	建席者	0	1	0	2	1	0	2	0	0	0	6
その他社	t員	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
契約締結者		1	3	1	3	7	4	7	13	1	0	40
引受証券	 会社	0	0	0	0	0	1	6	4	0	0	11
業務受調	£者	0	0	1	2	5	2	0	0	0	0	10
業務提持	铐者	1	3	0	0	2	1	1	1	0	0	9
その他		0	0	0	1	0	0	0	8	1	0	10
公開買付者等関	系者(167条)	0	3	2	9	2	6	5	5	20	0	52
買付者役員		0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	6
取締役		0	1	0	0	1	0	1	0	3	0	6
監査役		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買付者社員		0	0	0	2	0	2	0	2	0	0	6
執行役員	į	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
部長等征	と席者	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
その他社	L員	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
契約締結者		0	2	2	7	1	4	4	3	17	0	40
証券会社	t	0	0	0	*2 2	0	0	0	0	0	0	2
銀行		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
公開買作	计 対象者	0	0	2	3	1	3	3	3	10	0	25
役員	1	0	0	*1 2	0	1	1	0	3	5	0	12
社員	l	0	0	0	*2 3	0	2	2	0	5	0	12
70)他	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合言	-	3	7	4	21	12	12	14	22	24	3	122

^{※1} 一人の情報伝達者が一人の違反行為者に複数の重要事実(会社重要事実・公開買付け事実)を伝達していることから、それぞれ伝達した重要事実毎に情報伝達者の属性を計上している。

(表5) 借名取引の状況(違反行為に使用された証券口座の状況を示したもの)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	15	21	25	2	152
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	3	11	6	0	46
自己名義口座と借名口 座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	1	0	0	0	7
合計	4	11	16	17	38	20	15	19	32	31	2	205

^{※2} 公開買付者との間で契約締結していた証券会社の社員が伝達を行っていることから、それぞれの属性を計上している。

取引所で開催された上場会社コンプライアンス・フォーラムでの講演や各種広報媒体への寄稿等を通じて、上場会社等に対し、内部者取引管理態勢の構築の重要性について注意喚起しているほか、課徴金調査の過程においても、内部者取引が行われた上場会社の内部管理態勢等の実態把握に努めることとしており、仮に問題点が認められた場合には、当該上場会社との間で必要な意見交換を行い、問題認識を共有するよう努めているところである。

以下では、平成26年度の勧告事案における 調査の過程で証券監視委が把握した上場会社 の内部者取引管理態勢の状況等について、参 考までに説明する。

(1) 内部者取引に係る管理規程の整備状況 等

平成26年度において、内部者取引に係る課 徴金調査の対象となった上場会社(16社)の 内部者取引に係る管理規程の整備状況を確認 したところ、いずれも各証券取引所の有価証 券上場規程等に従い、内部者取引に係る管理 規程が設けられていた。

しかしながら、当該規程の制定以降、長期間にわたり見直しが行われていない事例や、 規程に違反した場合の処分規定が設けられていない事例、役員が規程の対象とされていない事例など、内部者取引の未然防止の実効性の観点から疑問のある状況が複数認められた。

(2) 情報管理責任者の設置や重要事実に 係る情報の管理態勢の状況等

内部者取引管理態勢を有効に機能させるには、重要事実に係る情報を適正に管理する態勢を整備することが重要であると考えられるが、今回、課徴金調査の対象となった上場会社においては、いずれも社内に情報管理責任者や情報を管理統括する部署(以下「情報管

理部署等」という。)が設けられているなど、 重要事実に係る情報を管理する仕組みは採ら れていた。

しかしながら、情報管理部署は設けられてはいるものの、その役割が社内で十分認識されておらず、組織的な管理を要する重要事実に係る情報が情報管理部署に的確に報告・管理されていない事例が認められるなど、情報管理部署等が形骸化し有効に機能していないと思われるものが複数認められた。

(3) 社外に重要事実を伝達する場合の管理態勢等

業務の必要上、社外に重要事実を伝達せざるを得ない場合も想定されるが、内部者取引の未然防止の観点からは、重要事実に係る情報を単に社内で管理する場合よりも更に厳正な情報管理のための態勢整備等を行うことが求められるものと考えられる。特に、「公開買付け」に関しては、公開買付けの当事者である買付企業や買付対象企業のみならず、コンサルティング会社や金融機関など多くの関係者が関与することから、通常の重要事に比べて内部者取引が行われやすいとの指摘があることを踏まえると、公開買付けに関わる関係者全てが厳正な情報管理に努めることが強く求められている。

こうした問題認識の下、証券監視委では、 平成22年6月21日に「株式公開買付等に係る 実務とインサイダー取引のリスク」とする報 告書を公表しており、公開買付けに係る内部 者取引のリスクを軽減し、事前に抑止するた めの対応策として、①フィナンシャル・アド バイザー(FA)による注意喚起の役割、② 情報伝達範囲及び内容の限定、③各関係者の 情報管理態勢の強化、④関係者同士による守 秘義務契約締結の奨励、⑤証券取引所に提出 される経緯報告書の内容の充実、を検討する ことが有益である旨を提案したところであ り、関係者の間でも必要な対応策が検討・実 施されているものと考えている。

平成26年度に勧告した「公開買付け等事 実 に起因する内部者取引 (7事案、22件) についてみると、公開買付者の契約締結先の 役職員が情報伝達者となっているものが複数 事案認められているが、いずれも、公開買 付者と契約締結先との間では、公開買付け情 報を含む重要情報に係る秘密保持に関して何 らかの取り決めがなされていたにもかかわら ず、契約の履行等に関して知った公開買付け 等事実について、契約締結先の役職員が、学 生時代からの友人や昔の職場での同僚、ゴル フ仲間などに対して伝達していたことが判明 している。こうした状況を踏まえると、単に 守秘義務契約を締結するだけでなく、契約締 結先等の役職員による内部者取引を未然に防 止するために必要な情報管理態勢の整備につ いても、最低限の確認や取り決め等を行うこ とが望ましいのではないかと考えられる。

また、公開買付対象会社の役職員が、その 取引先に対し、自社が公開買付けの対象とな ったことを対外公表がなされる前に説明した ため、多数の取引先が内部者取引規制に違反 することとなった事案が認められている。こ の事案に関しては、役職員が職務の必要性に 基づいて重要事実等を社外に伝達する場合の 手順等が定められておらず、本件公開買付け に関する情報を取引先等に対して伝達する際 にも特段の手続きが採られていなかったこと が判明している。また、役職員による情報伝 達が安易に行われた要因として、①従来から 取引先との関係を緊密に保つことを重視して いたため、決算や人事に関する情報等につい て取引先に事前説明する企業風土があったこ と、②役職員に対する内部者取引規制に関す る教育が十分なものではなかったため、重要 事実や公開買付けに関する事実に係る情報管 理の重要性に対する役職員の認識が総じて乏 しかったこと、などが確認されている。

このような状況を踏まえると、業務の必要

上、社外に重要事実をその公表前に伝達せざるを得ない場合には、相手方に対し①当該情報が未公表の重要事実に該当するものであること、②この情報を基に取引を行った場合には内部者取引規制に抵触する可能性があるには内部者取引規制に抵触する可能性があるには大力を表した対象先名等を報告せざるを構ているを基にした内部者取引が行われるリスクをとなどを十分に伝えるなど、伝達情報を基にした内部者取引が行われるリスクをとが重要であると考えられるところであり、関係者において必要な対応策が検討・実施されることを期待している。

(4) 職員による自社株取引に関する売買 管理態勢の状況等

役職員による自社株取引の状況を社内で適正に把握・管理することも、内部者取引を未然に防止するための管理手法として考えられるが、多くの上場会社では内部者取引管理規程等において、自社株取引に係る事前届出や許可・承認といった手法で管理がなされていた。

しかしながら、このような売買管理態勢が 採られている会社においても、適切な届出や 許可を得ないまま売買がされており、その結 果内部者取引が行われた事案が見られるな ど、必ずしもこうした管理態勢が適正に運営 されていない状況が確認された。

(5) 研修等の実施状況等

内部者取引の未然防止のためには、重要事実に係る情報を適切に把握・管理するための内部者取引管理規程や情報管理部署等の整備に加え、役職員の規範意識を醸成していくための社内研修等を適切に開催することが重要である。

今回、課徴金調査の対象となった上場会社 における研修等の実施状況等をみると、内部

者取引に関する法規制の概要や社内の内部者取引管理規程を記載した冊子を全役職員に配布するとともに毎年社内研修を行っている会社や、年に一度、全役職員を対象とした研修等を実施している会社がある一方で、一定の役職に就任した者にのみ研修等を実施している会社、マニュアルを社内LANで共有するにとどまる会社や、一時期掲示板に周知文を掲示したにとどまる会社も認められており、社内研修等の対象範囲や実施の方法には大きな差異が見られている。

金融商品取引法は毎年のように改正されて おり、内部者取引規制についても対象範囲が 拡大していること、また、社内研修等を定期 的に実施していた上場会社においても役職員 や役職員からの情報受領者による内部者取引 が行われていること等を踏まえると、内部者 取引の未然防止の観点からは、社内研修の開 催頻度や研修内容についても、適時、見直し を行うことが必要なのではないかと思われ る。

特に、研修内容に関しては、内部者取引に係る規程や制度を形式的に紹介するだけにとどまらず、例えば、外部講師を招聘するなどして、内部者取引を行った場合に証券市場全体が受けるダメージや会社が被る信用リスク、更には取引や情報伝達行為等を行った本人に対して刑事罰や行政罰が及ぶリスク等、についても説明するなど、役職員の規範意識を醸成させるものとなるように留意することが望ましいものと考えられる。

3. 個別事例の概要

前述のように平成26年6月から27年5月までに勧告した内部者取引事案は14事例であるが、本節では、公開買付対象会社の役職員が、その取引先に対し、自社が公開買付けの対象となったことを対外公表がなされる前に説明したため、多数の取引先が内部者取引規制に

違反することとなった事案(事例14、事例集 P55)を紹介する。なお、本事案は違反行為 者が過去最多の9者(個人7名、法人2社) に上っている。

その他の事例については、証券監視委ウェブサイトに掲載している事例集本体もご覧いただきたい。

http://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/torichou/20150828/01.pdf

[事案の概要]

違反行為者らは、公開買付対象者A社の役職員から、X社がA社株式の公開買付けを行うことについて決定した旨の事実の伝達を受けながら、この事実が公表される前に、A社株式を買い付けたものである。

上記事実は、A社の役員甲が公開買付者であるX社の役員乙から伝達を受け、その後、A社の役職員が職務に関し知ったものである。

[違反行為の内容等]

1 違反行為者等

(違反行為者)

違反行為者①~⑨

A社役職員からの情報受領者 (A社の取引先法人及び取引先法人の役職員)

(情報伝達者)

A社の役員甲から取引先に説明するよう 指示を受けたA社の役職員

(両者の関係)

取引先

2 重要事実 (適用条文)

公開買付けの実施(法第167条第2項)

- 3 公開買付け事実の決定時期・決定機関 平成25年11月8日 X社において、役員 乙が公開買付けの実施に向けた作業を行う 旨決定
- 4 公開買付け事実の公表 平成26年5月13日 午後3時頃 TDnet

により公表

- 5 公開買付け事実を知った経緯
 - (1) 情報伝達者が公開買付け事実を知った 経緯

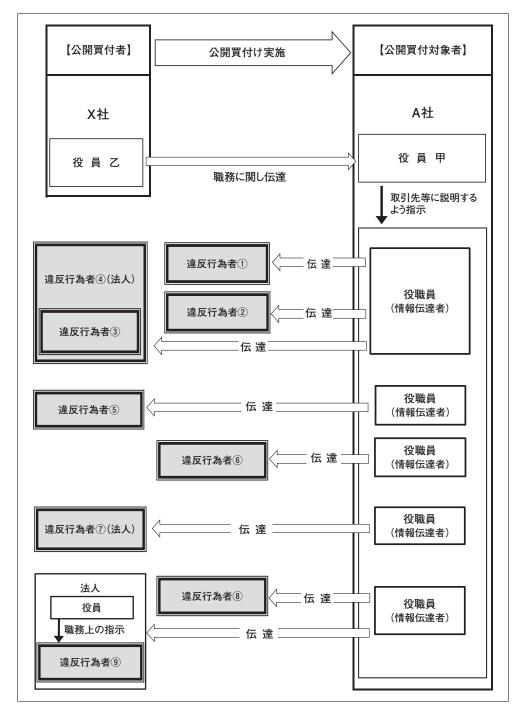
A社の役員甲は、X社の役員乙らと会談した際、本件公開買付けの実施を伝えられ、本件公開買付け事実を知った。(法第167条第1項第5号)

情報伝達者であるA社の役職員らは、

A社の役員甲から、本件公開買付けやそれに対するA社の対応等について取引先に説明するよう指示を受け、本件公開買付け事実を知った。(法第167条第1項第6号)

(2) 違反行為者①~⑨が公開買付け事実を 知った経緯

違反行為者①~⑨はA社の取引先であり、平成26年5月上旬、情報伝達者であ



るA社の役職員らから、訪問又は電話等により、本件公開買付けやそれに対する A社の対応についての説明を受け、本件 公開買付け事実を知った。

6 発行会社A社の内部者取引管理態勢等 A社の役員甲は、一部のマスコミから、 本件公開買付け事実の公表より前に報道す る旨の連絡を受け、取引先の混乱を防止す る観点から、本件公開買付けやそれに対す るA社の対応等について取引先に説明する こととしたものであるが、連絡する取引先、 伝達方法やその内容は各役職員の判断に委 ねられていたほか、取引先に対して本件が 非公表の重要事実であることも十分に説明

4. 最後に

されていなかった。

内部者取引の未然防止の観点からは、各上 場会社において、実効性のある内部者取引管 理態勢等を整備することが重要であることは いうまでもないが、近年、多数の関係者が関 与するため通常の重要事実に比べて内部者取 引が行われ易いとの指摘がある公開買付け等 の事案が増加していることを踏まえると、公 開買付け等に関わる関係者全てが厳正な情報 管理に努めることがこれまで以上に強く求め られている。

内部監査は、組織体の運営に関し価値を付 加し、また改善するために行われる、独立に して、客観的なアシュアランスおよびコンサ ルティング活動である。そのような内部監査 に携わる皆様におかれては、会社の社会的信 用を失墜させることもありうる内部者取引の 未然防止のために必要となる具体的な対応 に、すでに取り組まれていることと承知して いるが、今回の事例集をぜひともご覧いただ き、内部者取引等の違反行為と最近の傾向等 をご理解いただきたい。そして日々の業務に 当たられ、自社の役職員や契約締結者等に対 し、情報管理の徹底の必要性や、内部者取引 を始めとする不公正取引が違反行為者のみな らず会社の社会的信用をも失墜させる行為で あることについて注意喚起し、引き続き指導 周知をお願いしたい。

また、仮に、内部者取引等違反行為を察知 された場合には証券監視委に通報いただく 等、違反行為の未然防止、早期発見のために 御尽力いただくようお願いする次第である。